

外国人観光客滞在型観光促進事業 宿泊助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、外国から姫路市を訪れる団体旅行を実施した旅行会社に対し助成金を交付することにより、宿泊をともなう外国人観光客の増加を図り、姫路市の観光事業の振興・発展に寄与することを目的とする。

(交付対象)

第2条 助成金の交付対象となる旅行は、次の各号に掲げる条件を全て満たす旅行（以下「助成対象旅行」という。）とする。

- (1) 日本国外で販売された観光を目的とした団体旅行（募集型企画旅行、受注型企画旅行、手配旅行等）で、日本国外に居住する旅行参加者が公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下「ビューロー」という。）会員の宿泊施設に宿泊するもの
- (2) 添乗員、ガイド、運転手その他旅行主催者関係者及び宿泊費が無料である者を除く旅行参加者（以下「参加者」という。）が5名以上であるもの

2 助成金の交付を受けることができる者は、助成対象旅行を実施する旅行会社（以下「助成対象旅行会社」とする。）

(交付金額)

第3条 助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は参加者1人あたり2,000円とする。ただし、1助成対象旅行に対する交付限度額は60,000円、1助成対象旅行会社に対する年度交付限度額は300,000円とする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を、助成対象旅行開始日の30日前までに、ビューローに郵送又は電子メールにて提出し、審査を受けなければならない。

- (1) 外国人観光客滞在型観光促進事業 宿泊助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 行程表（任意様式）
- (3) 会社概要（任意様式）

(助成金の交付決定)

第5条 ビューローは、前条の規定により提出された申請書その他の書類の内容について審査し交付すべきと認めるときは、すみやかに助成金の交付決定を行い宿泊助成承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第6条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において、申請に係る事項を変更しようとするときは、助成対象旅行の14日前までにあらかじめ変更承認申請書（様式第3号）をビューローに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

(実績報告及び助成金交付請求)

第7条 申請者は、助成対象旅行が終了した日から30日以内に次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。複数の助成対象旅行を一括申請した場合は、最後の旅行が終了した日から30日以内に次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 実績報告書兼請求書(様式第4号)

(2) 催行人員及び宿泊を証明する書類: 宿泊証明書、領収書(写)等

(助成金の支払)

第8条 ビューローは、前条の規定により提出された実績報告書兼請求書その他の書類を審査し支払すべきと認めるときは、申請者に対し助成金を支払うものとする。

2 助成金の支払いは銀行振込にて行うものとし、交付決定額から金融機関所定の手数料を差し引いた金額を、申請者指定の銀行口座に支払うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めのない事項については、ビューローが別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年(2019年)4月1日から施行する。